

学校施設を良好に保ち、快適な教育環境を確保することに関する意見書

公立学校では、施設の老朽化が、子どもたちの学校生活と教育に深刻な影響を与えています。設置者である各自治体は努力をしているものの、財政上の制約から応急的な対応にとどまり、抜本的かつ全面的な改修が行えない場合も少なくありません。

プールの老朽化については使用が困難になっているにもかかわらず、改修・改築に踏み切れないことで自校での水泳の授業ができない学校がうまれています。

公立学校の設置者である各自治体は、学校教育法により、原則として施設整備に必要な経費を負担することとされており、築40年、50年を迎える学校施設も多いことから、多額の予算の確保が必要となっています。

また、公立小中学校における学校施設の断熱改修は、毎年深刻化する暑さ対策として必要不可欠となってきました。

そのために、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指したZEB化への対応も重要な課題です。

しかしながら、各自治体は公立学校施設の改修・改築に対する財政支援の拡充がなければ、実施するのが困難な状況です。

よって、国会及び政府に対し、学校施設を良好に保ち、快適な教育環境を確保する観点から、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金（以下「負担金等」という。）を増額すること。
2. 負担金等の対象面積や対象事業の拡大、算定割合の引上げを行うこと。
3. 負担金等の補助単価を見直し、労務費や物価変動を反映させ地域の実情に即したものに引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 7年 9月18日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣